

02-20-2002

HEET



2.102

Box Assignment  
Commissioner of Patent,  
Washington, DC 20231

101986525

Atty. Ref.: Yanagihara Cases  
32, 33, 34, 42

Please record the attached original document or copy thereof.

Name of Conveying Party(ies):  
DIRECTOR GENERAL OF NATIONAL AGRICULTURE RESEARCH CENTER  
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES

Name and Address of Receiving Party(ies):  
National Agricultural Research Organization  
1-1, Kannondai 3-Chome,  
Tsukuba-Shi, Ibaraki 305-8517 Japan

FIG - 1 2002

Nature of Conveyance:  
 Assignment     Security Agreement     Merger     License  
 Change of Name     Other:

Execution Date of Document: April 1, 2001

If this document is being filed together with a new application, the execution date of the application is: --

Patent Application Numbers:	Patent Numbers:
	5 635 840
	5 587 298
	5 759 797
	6 098 410

Total Number of Applications and Patents Involved: 4. An enclosed check includes the recording fee of \$160.00. The Commissioner is hereby authorized to credit any overpayment, or to charge any additional recording fee required by this paper, to Deposit Account No. 06-1382.

Mail correspondence concerning the document to: FLYNN, THIEL, BOUTELL & TANIS, P.C.  
2026 Rambling Road  
Kalamazoo, MI 49008-1699

To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct, and any attached copy is a true copy of the original document.

Respectfully submitted,

Terryence F. Chapman

TFC/ad  
FLYNN, THIEL, BOUTELL  
& TANIS, P.C.  
2026 Rambling Road  
Kalamazoo, MI 49008-1699  
Phone: (616) 381-1156  
Fax: (616) 381-5465

Dale H. Thiel	Reg. No. 24 323
David G. Boutell	Reg. No. 25 072
Ronald J. Tanis	Reg. No. 22 724
Terryence F. Chapman	Reg. No. 32 549
Mark L. Maki	Reg. No. 36 589
David S. Goldenberg	Reg. No. 31 257
Sidney B. Williams, Jr.	Reg. No. 24 949
Liane L. Churney	Reg. No. 40 694
Brian R. Tumm	Reg. No. 36 328
Tricia R. Cobb	Reg. No. 44 621

02/19/2002 LMUELLER 00000096 5635840  
01 FC:581 160.00 DP

Encl: Name Change document  
Check  
Postal Card

Total number of pages, including cover sheet, attachments and documents 15

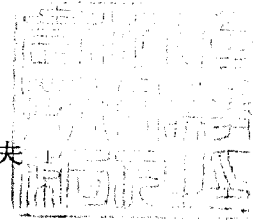
証明書

日本国政府の農林水産省に所属する下記国立研究機関が、独立行政法人農業技術研究機構法（平成 11 年法律第 192 号）に基づいて 2001 年 4 月 1 日に設立された農業技術研究機構（NARO）に統合されたこと、並びに 2001 年 3 月 31 日以前にこれら機関の所長が所有あるいは代表するすべての特許権及び特許を受ける権利が、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）及びその関係政令に基づいて、農業技術研究機構に承継されたことを証明する。

農業研究センター 野菜・茶業試験場 果樹試験場 畜産試験場  
草地試験場 家畜衛生試験場 北海道農業試験場 東北農業試験場  
北陸農業試験場 中国農業試験場 四国農業試験場 九州農業試験場

2001 年 8 月 1 日

農林水産省農林水産技術会議事務局  
事務局長 岩元睦夫



CERTIFICATE

This is to certify that the under-mentioned national research institutes belonging to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of the Government of Japan were integrated to the National Agricultural Research Organization (NARO), which was established on April 1, 2001, based on the Rule of Independent Administrative Institute National Agricultural Research Organization (1999 Japanese Law No.192); and that all the patents and rights to obtain patents owned or represented by The Directors General of these institutes on or before March 31, 2001 were succeeded by the NARO in accordance with the General Rules of Independent Administrative Institutes (1999 Japanese Law No. 103) and its relevant government ordinance.

National Agriculture Research Center  
National Research Institute of Vegetables, Ornamental Plants and Tea  
National Institute of Fruit Tree Science  
National Institute of Animal Industry  
National Grassland Research Institute  
National Institute of Animal Health  
Hokkaido National Agricultural Experiment Station  
Tohoku National Agricultural Experiment Station  
Hokuriku National Agricultural Experiment Station  
Chugoku National Agricultural Experiment Station  
Shikoku National Agricultural Experiment Station  
Kyushu National Agricultural Experiment Station

August 1, 2001

Director General of Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council Secretariat  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan

Mutsuo IWAMOTO (Seal)

PATENT  
REEL: 012569 FRAME: 0974

CERTIFICATE

I, Toshio ENDO, of National Agricultural Research Organization, 1-1, Kannondai 3-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki, Japan, hereby certify that the following is a true and correct translation, to the best of my knowledge and belief, of an extract of the Rule of Independent Administrative Institutes National Agricultural Research Organization (1999 Japanese Law No. 192) appended herewith.

Place Ibaraki

Date August 1, 2001

*Toshio Endo*

Toshio

ENDO

Translation of an Extract of the Rule of Independent Administrative Institutes  
National Agricultural Research Organization (1999 Japanese Law No. 192)

Chapter I : General Rule

(Object)

Art. 1: The object of this law is to legislate the name, the purpose, the scope of tasks and so on of the Independent Administrative Institutes National Agricultural Research Organization.

(Name)

Art. 2: The name of the Independent Administrative Institute established according to this law and the General Rule of Independent Administrative Institutes (1999 Japanese Law No. 103) shall be National Agricultural Research Organization.

(Purpose)

Art. 3: The purpose of the National Agricultural Research Organization (hereinafter called as Research Organization) shall be to contribute to the progress of agricultural technology.

(Office)

Art. 5: The head office of the Research Organization shall be located in Ibaraki, Japan.

Chapter III : Tasks etc.

(Scope of task)

Art. 10: In order to attain the purpose according to Art. 3, the Research Organization shall take charge of the following tasks:

(1) General examination, research and search regarding agricultural technology.

Supplementary Provision

(Succession of Rights and Duties)

Art. 5: The Research Organization shall succeed all the rights and duties relating to the tasks of Art. 10, which are owned by the State at the establishment of the Research Organization and named by a government ordinance.

独立行政法人農業技術研究機構法をここに公布する。

御名 御璽

平成十一年十二月二十二日

内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第九十二号

独立行政法人農業技術研究機構法

目次

- 第一章 総則 (第一条—第六条)
- 第二章 役員 (第七条—第九条)
- 第三章 業務等 (第十条—第十三条)
- 第四章 雑則 (第十二条・第十三条)
- 第五章 罰則 (第十四条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、独立行政法人農業技術研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号、以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業技術研究機構とする。

(研究機構の目的)

第三条 独立行政法人農業技術研究機構(以下「研究機構」という。)は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

(特定独立行政法人)

第四条 研究機構は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 研究機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第六条 研究機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することができる。

3 研究機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 研究機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究機構に、役員として、副理事長一人及び理事七人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第八条 副理事長は、理事長の定めるところにより、研究機構を代表し、理事長を補佐して研究機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長)が置かれていないときは、理事長及び副理事長)を補佐して研究機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれていないときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)

第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 研究機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと(農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)

三 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 研究機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額が同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残金があるときは、その残金の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十二条 農林水産大臣は、農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究機構に対し、第十条第一号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 研究機構は、前項の規定による農林水産大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第十三条 研究機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 研究機構の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究機構の成立の日において、研究機構の相当の職員となるものとする。

第三条 研究機構の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、研究機構の成立の日において引き続き研究機構の職員となつたもの(次条において「引継職員」という。)であつて、研究機構の成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、研究機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、研究機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、研究機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(研究機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第四条 研究機構の成立の際現に存する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究機構の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第五条 研究機構の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究機構の成立の時に、研究機構が承継する。

2 前項の規定により研究機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(血清類及び薬品の製造及び配布の業務に関する経過措置)

第六条 研究機構の成立前に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関が薬事法(昭和十五年法律第四十五号)第八十三条の規定により読み替へて適用される同法第十四条第一項の規定により受けた承認は、研究機構の成立の時に、研究機構が同項の規定により受けた承認とみなす。

2 研究機構は、その成立の日から起算して六月間は、薬事法第八十三条の規定により読み替へて適用される同法第十二条第一項及び第二十四条第一項の規定による許可を受けず、農林水産省令で定めるところにより、家畜及び家畜専用血清類及び薬品であつて、前項の規定によりその製造について同法第八十三条の規定により読み替へて適用される同法第十四条第一項の規定により承認を受けたとみなされるものの製造及び配布を行うことができる。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第八条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号から第四号までの規定中「試験研究機関」の下に「及び農林水産省の所管する独立行政法人」を加え、同条第五号の次に次の一を加える。

- 五の二 独立行政法人農業技術研究機構に関すること。

内閣総理大臣 小淵 恵三  
大蔵大臣 宮澤 喜一  
農林水産大臣 玉沢徳一郎

御名 御璽

平成十一年十二月二十二日  
内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第九十三号  
独立行政法人農業生物資源研究所法

目次  
第一章 総則(第一条―第六条)  
第二章 役員(第七条―第九条)  
第三章 業務等(第十条―第十一号)  
第四章 雑則(第十二号)  
第五章 罰則(第十三号)  
附則

第一章 総則  
第一条 この法律は、独立行政法人農業生物資源研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。  
(名称)  
第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号、以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二号第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業生物資源研究所とする。  
(研究所の目的)  
第三条 独立行政法人農業生物資源研究所(以下「研究所」という。)は、生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

(特定独立行政法人)  
第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。  
(事務所)  
第五条 研究所は、主たる事務所を茨城県に置く。  
(資本金)  
第六条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。  
3 研究所は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員  
第七条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。  
2 研究所に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)  
第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。  
2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。  
3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)  
第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。  
第三章 業務等  
第十条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。  
一 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。  
二 昆虫その他の無脊椎動物(みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。  
三 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。  
四 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。  
五 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。  
六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

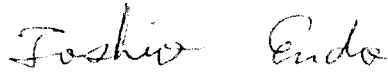
2 研究所は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。  
(積立金の処分)  
第十一条 研究所は、通則法第二十九号第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

CERTIFICATE

I, Toshio ENDO, of National Agricultural Research Organization, 1-1, Kannondai 3-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki, Japan, hereby certify that the following is a true and correct translation, to the best of my knowledge and belief, of an extract of the Government Ordinance for Arrangement of the Relating Government Ordinance and Transitional Measures at the Enforcement of the General Rule of the Independent Administrative Institutes etc. (1999 Japanese Government Ordinance No. 326) appended herewith.

Place Ibaraki

Date August 1, 2001



---

Toshio

ENDO

Translation of an Extract of the Government Ordinance for Arrangement of the Relating Government Ordinance and Transitional Measures at the Enforcement of the General Rule of the Independent Administrative Institutes etc. (1999 Japanese Government Ordinance No. 326)

(Rights and Duties Succeeded by Independent Administrative Institutes)

Art. 35: The rights and duties to be named by the government ordinance that is legislated by the provision described in column 1 of Table 1 shall be as follows:

- (1) The rights and duties named by the Minister described in column 3 relating to the lands, buildings, constructs, shipping and aircrafts which are belong to the department or organization described in column 2 of Table 1.
- (2) The rights and duties relating to the articles used in the department or organization described in column 2 of Table 1 at the establishment of the Independent Administrative Institutes described in column 4 of Table 1.
- (3) The rights and duties other than the above (1) and (2) which are owned by the State relating to the task of the Independent Administrative Institutes described in column 4 and named by the Minister described in column 3 of Table 1

Table 1

1	Provision	Rule of the Independent Administrative Institutes National Agricultural Research Organization Supplementary Provision, Art. 5
2	Department/ Organization	National Agriculture Research Center; National Research Institute of Vegetable, ornamental Plants and Tea; National Institute of Fruit Tree Science; National Institute of Animal Industry; National Grassland Research Institute; National Institute of Animal Health and National Agriculture Experiment Station Belonging to Ministry of Agriculture, Forestry and Fishery
3	Minister	Minister of Agriculture, Forestry and Fishery
4	Independent Administrative Institutes	National Agricultural Research Organization



〇 独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第三百二十六号）（抄）

第一章 関係政令の整備（略）

第二章 経過措置

第三十三条（略）

（職員の引継ぎに係る政令で定める部局又は機関）

第三十四条 別表第一の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める部局又は機関は、同表の下欄に掲げる部局又は機関とする。  
（各独立行政法人の成立の時に於いて承継される権利及び義務等）

第三十五条 別表第二の表一の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 別表第二の表一の第二欄に掲げる部局又は機関の所属に属する土地、建物、工作物、船舶及び航空機（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。以下この条及び次条において「土地等」という。）のうち同表の第三欄に掲げる大臣が財務大臣に協議して指定するもの（財務省の醸造研究所の所属に属する土地等にあつては、財務大臣が指定するもの）に関する権利及び義務

二 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第二欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品に関する権利及び義務

三 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

2 別表第二の表二の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 別表第二の表二の第二欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第三欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品に関する権利及び義務

二 別表第二の表二の第二欄に掲げる独立行政法人の業務に関し現に国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第四欄に掲げる大臣が指定するもの

3 別表第二の表三の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 別表第二の表三の第二欄に掲げる部局又は機関の所属に属する土地等のうち同表の第三欄に掲げる大臣が財務大臣に協議して指定するものに関する権利及び義務

二 別表第二の表三の第四欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第二欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品のうち同表の第三欄に掲げる大臣が指定するものに関する権利及び義務

三 別表第二の表三の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表

4 の第三欄に掲げる大臣が指定するもの  
別表第二の表四の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 別表第二の表四の中欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の下欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品のうち経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務

二 別表第二の表四の中欄に掲げる独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであって、経済産業大臣が指定するもの

5 貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号。以下「貿易保険法一部改正法」という。） 附則第七条第一項第四号に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 独立行政法人日本貿易保険の成立の際現に経済産業省の貿易経済協力局貿易保険課、関東経済産業局、中部経済産業局及び近畿経済産業局に使用されている物品のうち経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務

二 貿易保険法一部改正法による改正前の貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。次条第四項第一号において「旧貿易保険法」という。）による保険事業に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであって、経済産業大臣が指定するもの  
（権利及び義務の承継の際出資があつたものとされる財産）

第三十六条 別表第二の表一の第五欄に掲げる規定に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一 前条第一項第一号の規定により指定された土地等

二 前条第一項第三号の規定により指定された権利に係る財産のうち別表第二の表一の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

2 独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第七十一号） 附則第五条第二項に規定する政令で定める財産は、独立行政法人国立国語研究所が承継するものとして前条第二項第二号の規定により指定された権利に係る財産のうち文部科学大臣が指定するものとする。

3 別表第二の表三の第五欄に掲げる規定に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一 前条第三項第一号の規定により指定された土地等

二 前条第三項第三号の規定により指定された権利に係る財産のうち別表第二の表三の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

4 貿易保険法一部改正法附則第七条第二項に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一 貿易保険法一部改正法附則第七条第一項の規定により承継される権利のうち旧貿易保険法第十二条、第十八条、第二十二條、第二十七條、第三十二條、第三十七條、第四十二條、第四十六條及び第五十一條の規定に基づき納付を受ける権利に係る財産

二 前号に掲げるもの以外の貿易保険法一部改正法附則第七条第一項の規定により承継される権利に係る財産のうち経済産業大臣が指定するもの  
（出資があつたものとされる財産等に係る評価委員の任命）

第三十七条

別表第三の第一欄に掲げる規定に規定する評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき同表の第二欄に掲げる大臣が任命する。

- 一 別表第三の第三欄に掲げる行政機関の職員 一人
- 二 財務省の職員 一人
- 三 別表第三の第四欄に掲げる独立行政法人の役員（当該独立行政法人が成立するまでの間は、当該独立行政法人に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第十五条第一項の設立委員） 一人
- 四 学識経験のある者 二人

（出資があつたものとされる財産等の評価の方法）

第三十八条 別表第三の第一欄に掲げる規定による評価は、当該規定に規定する評価委員の過半数の一致によるものとする。

（省令への委任）

第三十九条 前二条に定めるもののほか、別表第三の第一欄に掲げる規定による評価に関し必要な事項は、同表の第五欄に掲げる省令で定める。

第四十条 独立行政法人北海道開発土木研究所の成立時に出資があつたものとされる財産に係る評価は、同表の第五欄に掲げる省令で定める。

国土交通大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
- 二 国土交通省の職員 一人
- 三 農林水産省の職員 一人
- 四 独立行政法人北海道開発土木研究所の役員（独立行政法人北海道開発土木研究所が成立するまでの間は、独立行政法人北海道開発土木研究所に係る通則法第十五条第一項の設立委員） 一人
- 五 学識経験のある者 一人

2 前二条の規定は、独立行政法人北海道開発土木研究所法附則第五条第三項の規定による評価について準用する。この場合において、前条中「同表の第五欄に掲げる省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

第四十一条

別表第四の上欄に掲げる規定により追加して出資する政令で定める財産は、同表の中欄に掲げる財産のうち、同表の下欄に掲げる大臣が財務大臣に協議して指定するものとする。

（国有財産の無償使用）

第四十二条

別表第五の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める部局又は機関は、同表の下欄に掲げる部局又は機関とする。

2 別表第六の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める国有財産は、同表の中欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に専ら当該規定に規定する部局又は機関に使用されている同表の下欄に掲げる国有財産とする。

3 前項の国有財産については、通則法第十四条第一項の規定により指名を受けた別表第六の中欄に掲げる独立行政法人の長となるべき者が当該独立行政法人の成立前に申請したときに限り、当該独立行政法人に対し、無償で使用させることができる。

(健康保険法等の適用に関する経過措置)

第四十三条 別表第七の上欄に掲げる独立行政法人の成立前に健康保険法(大正十一年法律第七十号)、化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)、火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)、調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)、電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の規定により同表の中欄に掲げる部局又は機関について国に対しされた許可、承認、登録、指定その他の処分又は通知その他の行為であつて、同表の下欄に掲げる規定により当該独立行政法人が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞれの法律の規定により当該独立行政法人に対しされた許可、承認、登録、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 別表第七の上欄に掲げる独立行政法人の成立前に健康保険法、化製場等に関する法律、医療法、電波法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、麻薬及び向精神薬取締法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、調理師法、電気事業法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の規定により同表の中欄に掲げる部局又は機関について国がしている届出その他の行為であつて、同表の下欄に掲げる規定により当該独立行政法人が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞれの法律の規定により当該独立行政法人がした届出その他の行為とみなす。

(港湾法等の適用に関する経過措置)

第四十四条 別表第七の上欄に掲げる独立行政法人の成立前に同表の中欄に掲げる部局又は機関について国が港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定により港湾管理者とした協議に基づく行為、道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定により道路管理者にした協議に基づく占有、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の規定により公園管理者とした協議に基づく占有、海岸法(昭和三十一年法律第一号)の規定により海岸管理者にした協議に基づく占有又は河川法(昭和二十九年法律第六十七号)の規定により河川管理者とした協議に基づく占有若しくは行為であつて、当該独立行政法人の業務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞれ、当該独立行政法人に対して港湾法の規定により港湾管理者がした許可(独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海

訓練所及び独立行政法人海員学校にあつては、当該独立行政法人が同法の規定により港湾管理者とした協議に基づき行為、道路法の規定により道路管理者がした許可に基づく占用、都市公團法の規定により公園管理者がした許可に基づく占用、海岸法の規定により海岸管理者がした許可に基づく占用又は河川法の規定により河川管理者がした許可に基づく占用若しくは行為とみなす。

附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

別表第一(第三十四条関係)

(略)	(略)
独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第八十三号)附則第二条	農林水産省の農林水産消費技術センター
独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第八十四号)附則第二条	農林水産省の種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第八十五号)附則第二条	農林水産省の家畜改良センター
独立行政法人肥飼料検査所法(平成十一年法律第八十六号)附則第二条	農林水産省の肥飼料検査所
独立行政法人農薬検査所法(平成十一年法律第八十七号)附則第二条	農林水産省の農薬検査所
独立行政法人農業者大学校法(平成十一年法律第八十八号)附則第二条	農林水産省の農業者大学校
独立行政法人林木育種センター法(平成十一年法律第八十九号)附則第二条	農林水産省の林木育種センター
独立行政法人さけ・ます資源管理センター法(平成十一年法律第九十号)附則第二条	農林水産省のさけ・ます資源管理センター
独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第九十一号)附則第二条	農林水産省の水産大学校
独立行政法人農業技術研究機構法(平成十一年法律第九十二号)附則第二条	農林水産省の農業研究センター、野菜・茶業試験場、果樹試験場、畜産試験場、草地試験場、家畜衛生試験場及び農業試験場
独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)附則第二条	農林水産省の農業生物資源研究所及び蚕糸・昆虫農業技術研究所

別表第二(第三十五条、第三十六条関係)  
表一

独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号) 附則第二条	農林水産省の農業環境技術研究所	(略)	農林水産省の農業環境技術研究所	(略)	農林水産省の農業環境技術研究所
独立行政法人農業工学研究所法(平成十一年法律第九十五号) 附則第二条	農林水産省の農業工学研究所	(略)	農林水産省の農業工学研究所	(略)	農林水産省の農業工学研究所
独立行政法人食品総合研究所法(平成十一年法律第九十六号) 附則第二条	農林水産省の食品総合研究所	(略)	農林水産省の食品総合研究所	(略)	農林水産省の食品総合研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第九十七号) 附則第二条	農林水産省の国際農林水産業研究センター	(略)	農林水産省の国際農林水産業研究センター	(略)	農林水産省の国際農林水産業研究センター
独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号) 附則第二条	農林水産省の森林総合研究所	(略)	農林水産省の森林総合研究所	(略)	農林水産省の森林総合研究所
独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号) 附則第二条	農林水産省の水産研究所、養殖研究所及び水産工学研究所	(略)	農林水産省の水産研究所、養殖研究所及び水産工学研究所	(略)	農林水産省の水産研究所、養殖研究所及び水産工学研究所
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人農林水産消費技術センター法附則第五条第一項	農林水産省の農林水産消費技術センター	(略)	農林水産大臣	(略)	同条第二項
独立行政法人種苗管理センター法附則第五条第一項	農林水産省の種苗管理センター	(略)	農林水産大臣	(略)	同条第二項
独立行政法人家畜改良センター法附則第五条第一項	農林水産省の家畜改良センター	(略)	農林水産大臣	(略)	同条第二項
独立行政法人肥飼料検査所法附則第五条第一項	農林水産省の肥飼料検査所	(略)	農林水産大臣	(略)	同条第二項
独立行政法人農薬検査所法附則第五条第一項	農林水産省の農薬検査所	(略)	農林水産大臣	(略)	同条第二項
独立行政法人農業者大学校法附則第五条第一項	農林水産省の農業者大学校	(略)	農林水産大臣	(略)	同条第二項

独立行政法人林木育種センター法附則第五条第一項	農林水産省の林木育種センター	農林水産大臣	独立行政法人林木育種センター	同条第二項
独立行政法人さけ・ます資源管理センター法附則第五条第一項	農林水産省のさけ・ます資源管理センター	農林水産大臣	独立行政法人さけ・ます資源管理センター	同条第二項
独立行政法人水産大学校法附則第五条第一項	農林水産省の水産大学校	農林水産大臣	独立行政法人水産大学校	同条第二項
独立行政法人農業技術研究機構法附則第五条第一項	農林水産省の農業研究センター、野菜・茶業試験場、果樹試験場、畜産試験場、草地試験場、家畜衛生試験場及び農業試験場	農林水産大臣	独立行政法人農業技術研究機構	同条第二項
独立行政法人農業生物資源研究法附則第五条第一項	農林水産省の農業生物資源研究所及び蚕糸・昆虫農業技術研究所	農林水産大臣	独立行政法人農業生物資源研究所	同条第二項
独立行政法人農業環境技術研究法附則第五条第一項	農林水産省の農業環境技術研究所	農林水産大臣	独立行政法人農業環境技術研究所	同条第二項
独立行政法人農業工学研究法附則第五条第一項	農林水産省の農業工学研究所	農林水産大臣	独立行政法人農業工学研究所	同条第二項
独立行政法人食品総合研究所法附則第五条第一項	農林水産省の食品総合研究所	農林水産大臣	独立行政法人食品総合研究所	同条第二項
独立行政法人国際農林水産業研究センター法附則第五条第一項	農林水産省の国際農林水産業研究センター	農林水産大臣	独立行政法人国際農林水産業研究センター	同条第二項
独立行政法人森林総合研究所法附則第五条第一項	農林水産省の森林総合研究所	農林水産大臣	独立行政法人森林総合研究所	同条第二項
独立行政法人水産総合研究センター法附則第五条第一項	農林水産省の水産研究所、養殖研究所及び水産工学研究所	農林水産大臣	独立行政法人水産総合研究センター	同条第二項